

令和6年度

岩沼市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号)

令和6年度岩沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度岩沼市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,632千円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ625,563千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の

歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		481,451	3,049	484,500
	1 後期高齢者医療保険料	481,451	3,049	484,500
3 繰入金		112,364	1,793	114,157
	1 一般会計繰入金	112,364	1,793	114,157
5 諸収入		12,314	△210	12,104
	2 受託事業収入	12,312	△1,001	11,311
	3 雑収入	1	791	792
補正されなかった款項に係る額		14,802	0	14,802
歳入合計		620,931	4,632	625,563

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		19,663	△2,305	17,358
	1 総務管理費	17,391	△2,305	15,086
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		594,104	6,937	601,041
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	594,104	6,937	601,041
補正されなかった款項に係る額		7,164	0	7,164
歳出合計		620,931	4,632	625,563

一、 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	481,451	3,049	484,500
3 繰入金	112,364	1,793	114,157
5 諸収入	12,314	△210	12,104
補正されなかった款に係る額	14,802	0	14,802
歳入合計	620,931	4,632	625,563

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1 総 務 費	19,663	△2,305	17,358
2 後期高齢者医療広域連合納付金	594,104	6,937	601,041
補正されなかった款に係る額	7,164	0	7,164
歳 出 合 計	620,931	4,632	625,563

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		△876	△1,429
			6,937
		△876	5,508

2 歳入

1款 後期高齢者医療保険料

1項 後期高齢者医療保険料

目	既定額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 特別徴収保険料	327,183	△ 9,897	317,286	1 特別徴収保険料	△ 9,897
2 普通徴収保険料	154,268	12,946	167,214	1 現年度分	12,946
計	481,451	3,049	484,500		

3款 繰入金

1項 一般会計繰入金

2 保険基盤安定繰入金	102,845	1,793	104,638	1 保険基盤安定繰入金	1,793
計	112,364	1,793	114,157		

5款 諸収入

2項 受託事業収入

1 健康診査受託事業収入	12,312	△ 1,001	11,311	1 健康診査受託事業収入	△ 1,001
計	12,312	△ 1,001	11,311		

3項 雑入

1 雑入	1	791	792	1 雑入	791
計	1	791	792		

(1款) 後期高齢者医療保険料 (1項) 後期高齢者医療保険料

(単位: 千円)

説	明
特別徴収保険料	△ 9, 897
現年度普通徴収保険料	12, 946

低所得者保険料軽減分	1, 793
------------	--------

健康診査受託事業収入	△ 1, 001
<充当先> 1 1 1 後期高齢者健康診査に要する経費	△ 1, 001

雑入	791
<充当先> 1 1 1 後期高齢者健康診査に要する経費	125

3 歳出

1款 総務費

1項 総務管理費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	17,391	△2,305	15,086			△876	△1,429
計	17,391	△2,305	15,086			△876	△1,429

2款 後期高齢者医療広域連合納付金

1項 後期高齢者医療広域連合納付金

1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	594,104	6,937	601,041				6,937
計	594,104	6,937	601,041				6,937

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	△2,305	後期高齢者医療に要する経費	△1,000
		後期高齢者健康診査に要する経費	△1,305

18 負担金、補助及び交付金	6,937	後期高齢者保険料等の納付に要する経費	6,937